

令和4年度 府省及び関係団体 陳情書

社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合

令和4年8月29日

警察庁

1. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の第10条により、貴庁が所管する施策において視覚障害者への情報保障をさらに進めるための措置を講じ、あるいは予算を確保すること。
2. 歩車分離式信号機やラウンドアバウト（環状交差点）、歩行者先行信号交差点を視覚障害者が安全に渡れるようにするため、音響式信号機やエスコートゾーンを設置すること。
3. 押しボタン式の音響式信号機の設置を推進し、誘導音は24時間作動可能とすること。
4. 音響式信号機の稼働していない時間帯に、青信号を振動等で確認できる装置を全国に普及させること。
5. 高度化PICSに対応する信号機の低価格化を図り、全国で普及させること。
6. 高度化PICSの導入においては、必ず従来型の音響式信号機等を併用すること。
7. 視覚障害者が気づくことが困難な電動キックボードについて、視覚障害者の安全を守るための対策を講じること。